

令和 8 年 9 月 11 日
外環道路特別委員会資料

東京外環(関越～東名)トンネル工事の緊急時における市の対応
(R8 年度改訂)

(最終案)

※本資料は、令和8年9月 11 日時点の改訂案(最終案)となります。

今後、本資料をもとに令和8年9月 17 日及び令和8年9月 19 日に開催する「今後の掘進工事に関する説明会」を経て、令和8年9月下旬以降に改訂版の公表を予定しております。

令和 8 年9月 日

担当課 都市整備部まちづくり推進課 外環・事業調整担当

---- 目次 ----

1 はじめに	1
2 事業者による緊急時の対応に係る前提の整理	1
3 緊急時における市の対応を整理する目的	1
4 本市の体制	2
(1)市と事業者との役割分担と緊急時対応の主な流れ	2
(2)各段階における市の動き	3
(3)避難誘導における想定	
①住民への適切な情報発信について	7
②暫定集合場所の提供	8
③暫定集合場所の開設フロー	9
④避難行動要支援者への対応	10
⑤ペットへの対応	10

1 はじめに

東京外かく環状道路(関越～東名)トンネル工事(以下「外環工事」という。)の実施にあたっては、大深度地下を活用したはじめての道路事業であり、大規模なトンネル工事を市街化された地域で行うことから、平成30年より、国土交通省、東日本高速道路株式会社及び中日本高速道路株式会社(以下「事業者」という。)において、外環工事に際しての安心確保の取組みが取りまとめられ、適宜見直しが図られてきた。

このたび、平成31年1月に大泉 JCT を発進したシールドマシンが本市に到達する見込みとなったことから、令和6年9月改訂の「東京外かく環状道路(関越～東名)トンネル工事の安全・安心確保の取組み」を踏まえ、本市において令和4年度に整理した「東京外環(関越～東名)トンネル工事の緊急時における市の対応」を改訂するものである。

2 事業者による緊急時の対応に係る前提の整理

(令和6年9月改訂「東京外かく環状道路(関越～東名)トンネル工事の安全・安心確保の取組み」等より引用)

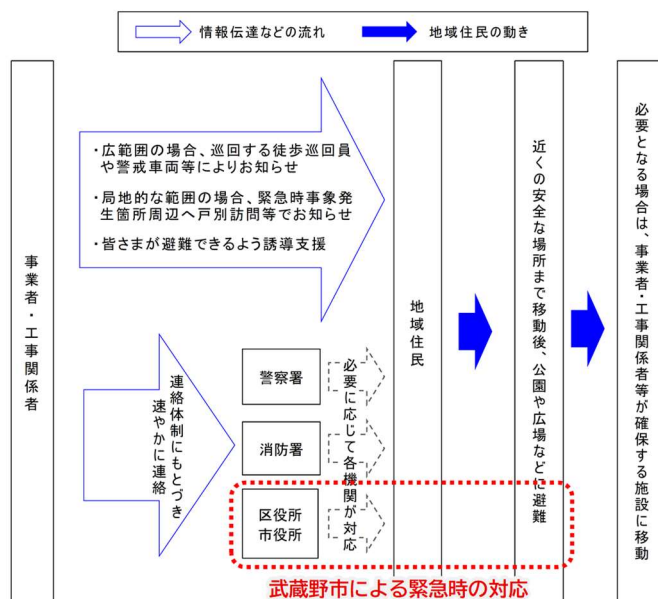
- ① 緊急時とは、トンネル内に掘削土以外の土砂等が大量流入する事象発生時あるいは陥没や陥没につながる恐れがある空洞が発見された時をいう。
- ② 緊急時に周知する範囲は、掘削部を中心に土被り程度の範囲、または陥没等の状況に応じた範囲とする。
- ③ 緊急時の周知に際しては、地表面に影響が発現する時間は地質条件等により異なるが、可能な限り早期に兆候を把握することが重要であり、危険な予兆が確認された場合には、適切に対処することとする。

3 緊急時における市の対応を整理する目的

本市では、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、市内での発生が想定される大規模事故を対象とした事故災害対策を、市地域防災計画で定めている。

外環工事における緊急時の対応は、自然災害とは異なり、原則として原因者である事業者の責任において行うものであるが、当該計画では、「道路・トンネル災害」も大規模事故の対象としていることから、原則として、当該計画に沿った対応を行うこととなるが、定めのない事項については、別途、市の対応を整理しておくことが必要となる。

図表1 外環工事の緊急時における関係機関との連携体制

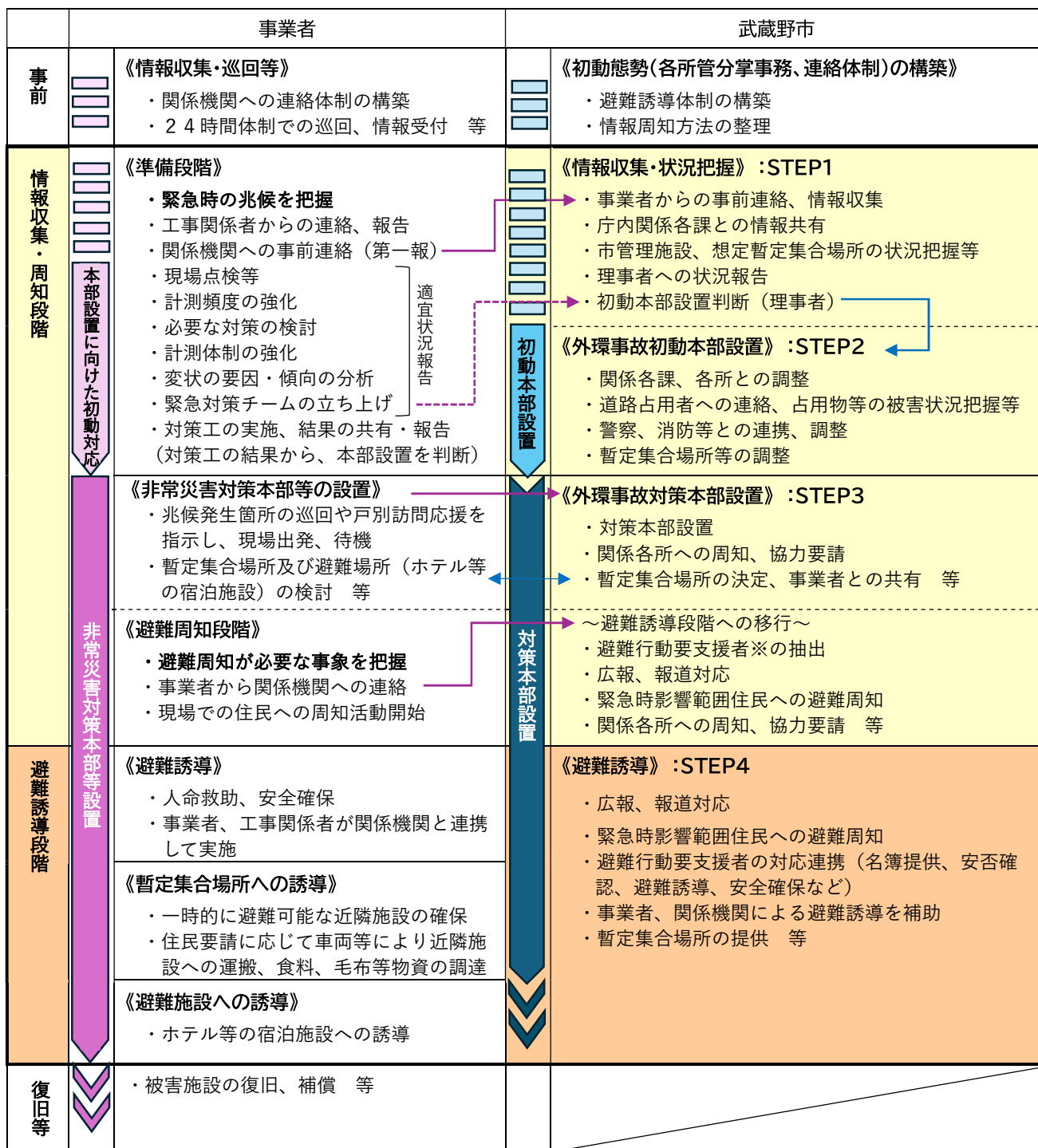


出典：東京外かく環状道路(関越～東名)トンネル工事の安全・安心確保の取組み 2024年9月版(一部追記)

そのため、事業者等から緊急連絡や要請を受けた際に、市が迅速に対応できるよう、あらかじめ、連絡体制、情報収集や周知、避難誘導といった初動態勢を構築しておくことで、もって市民の生命、身体を大規模事故から保護するものである。(図表2参照)

4 本市の体制

(1)市と事業者との役割分担と緊急時対応の主な流れ



※避難行動要支援者とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第四十九条の十第一項に定めるものを指す。以下この対応方針において同じ。

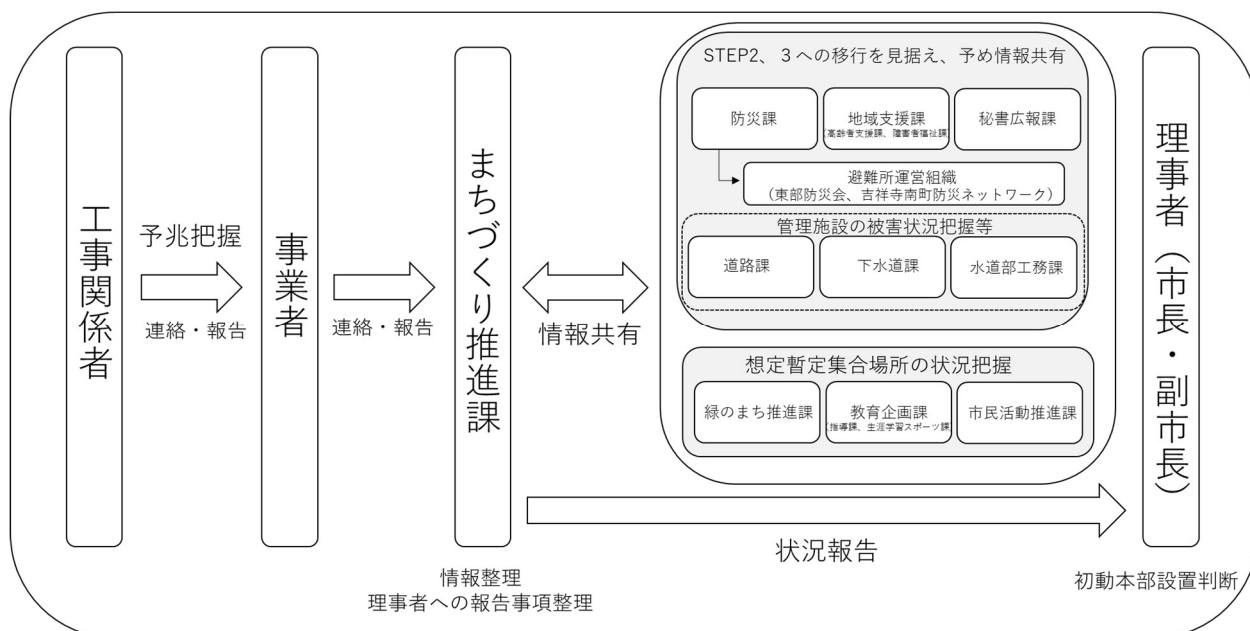
図表2

(2)各段階における市の動き

《初動態勢(情報収集・状況把握)》：STEP1

○事業者や市内各課と連携し、情報収集、被害状況の把握を行い、初動本部設置要否の判断を行う。(図表3 参照)

- ・事業者より連絡(兆候の把握)を受け次第、まちづくり推進課にて適宜情報集約を行う。
- ・まちづくり推進課は、関係各課及び市管理施設(道路、下水道、水道)の施設管理者への情報共有、想定暫定集合場所の状況等の把握をし、適宜理事者へ報告する。
- ・防災課は、避難所運営組織(東部防災会、吉祥寺南町防災ネットワーク)に対し、情報提供を行う。
(※震災等の同時発生に備えるため情報提供を行うものであり、外環工事の緊急時への対応を想定するものではない。)
- ・各施設管理者は、STEP2 移行前においても、市管理施設への被害があれば、安全確保に着手する。
- ・「外環事故初動本部」の設置の判断については、理事者が行う。

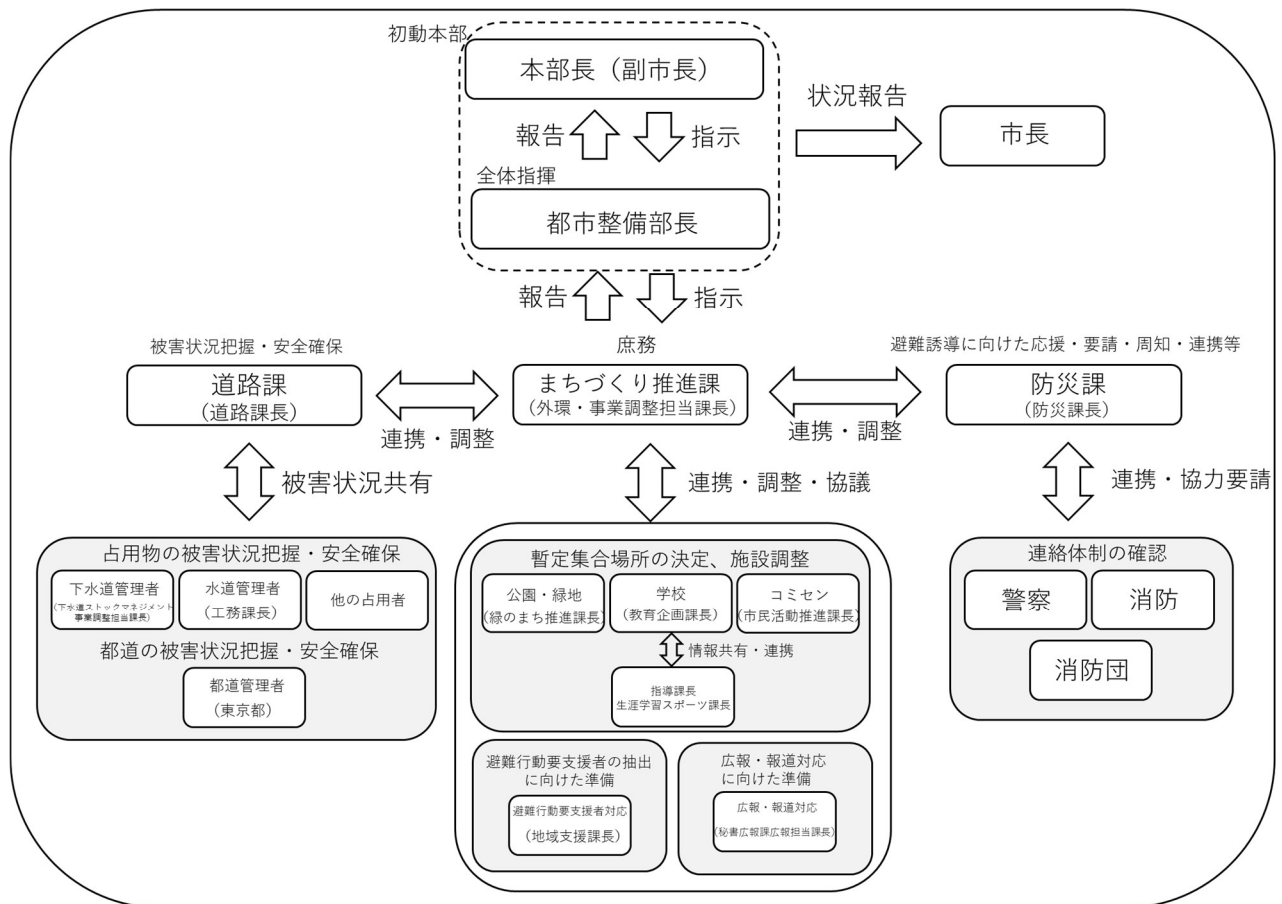


図表3

《外環事故初動本部の設置》：STEP2

○初動態勢の構築を行い、現状把握、情報整理など、外環事故対策本部設置(STEP3)に備える。(図表4参照)

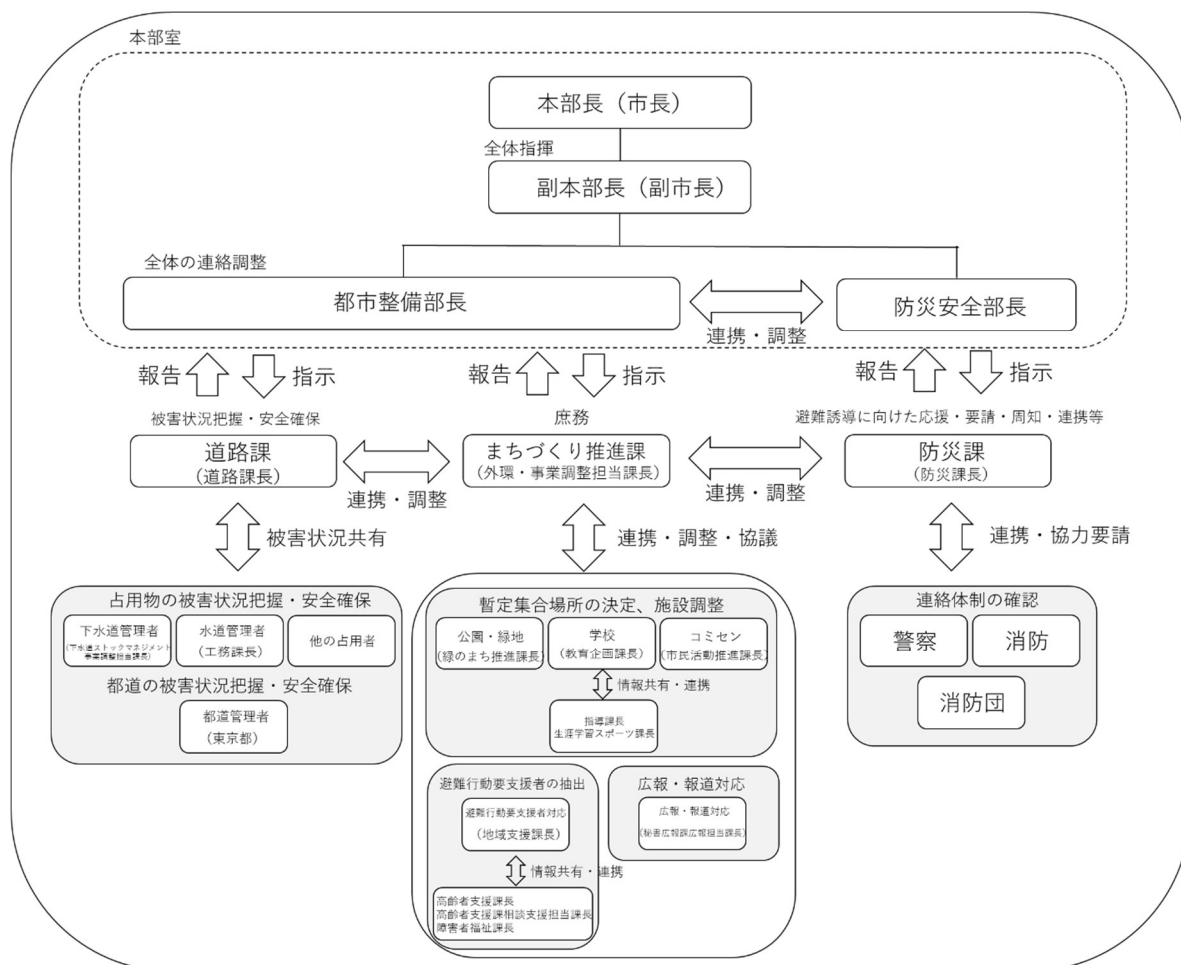
- ・理事者判断により STEP2 へ移行する。都市整備部を所管する副市長を本部長とする。
- ・都市整備部長は、まちづくり推進課外環・事業調整担当課長からの報告により情報収集を行うなど全体指揮を担う。
- ・まちづくり推進課外環・事業調整担当課長は、道路課長、防災課長へ事故状況の共有、暫定集合場所の調整など全体の連絡調整を担う。
- ・道路課長は、STEP1 に引続き、管理施設の被害状況把握・安全確保を行うとともに、下水道課長、水道部工務課長、道路占用者に対し、占用物の被害状況の確認を行う。また、都道管理者に対し被害状況の確認を行う。
- ・防災課長は、避難誘導を見据えた情報整理を行い、警察、消防等関係機関との連絡調整を図る。また、避難所運営組織(東部防災会、吉祥寺南町防災ネットワーク)に対し、情報提供を行う。
- ・地域支援課長は、避難行動要支援者の抽出に向けた準備を行う。



図表4

《外環事故対策本部設置》：STEP3

- 事業者より非常災害対策本部等が設置された旨の報告を受けた場合、直ちに、市長を本部長、都市整備部を所管する副市長を副本部長(全体指揮)、本部員を都市整備部長(全体の連絡調整)及び防災安全部長とした、外環事故対策本部を設置する。(図表5参照)
- ・まちづくり推進課外環・事業調整担当課長は、庶務(連絡・調整)を担い、関係各課と連携し、事業者より提供のあった情報(事故状況、避難範囲など)を適宜、共有すると共に都市整備部長へ報告を行う。また、関係各課との協議の上、暫定集合場所の選定案を作成し、本部長に報告し、指示を仰ぐ。
- ・道路課長は、STEP2 に引続き、管理施設の被害状況把握・安全確保、下水道課長、水道部工務課長、道路占用者に対する占用物の被害状況の確認、都道管理者への被害状況の確認を行い、適宜都市整備部長に報告し、指示を仰ぐ。
- ・防災課長は、避難誘導(STEP4)に向け、警察、消防等関係機関との連携、避難行動要支援者対応フローに基づく、関係機関への協力要請等を行うと共に適宜、防災安全部長に報告し指示を仰ぐ。また、避難所運営組織(東部防災会、吉祥寺南町防災ネットワーク)に対し、情報提供を行う。
- ・地域支援課長は、避難行動要支援者対応フロー(図表 11)に基づき、避難対象者を抽出し、高齢者支援課長、高齢者支援課相談支援担当課長、障害者福祉課長への情報共有を行う。
- ・秘書広報課広報担当課長は、まちづくり推進課外環・事業調整担当課長と連携の上、広報・報道を行う。



図表5

《避難誘導》：STEP4

○住民への適切な情報発信、暫定集合場所の提供、事業者と連携した避難誘導の実施を行う。

・まちづくり推進課外環・事業調整担当課長は、庶務(連絡・調整)を担い、関係各課と連携する。

事業者からの情報収集、関係各課との連携・調整、事業者への暫定集合場所の提供、避難行動要支援者の対応、広報・報道対応、本部長報告等を行う。

・道路課長は、STEP2 から引続き、管理施設の被害状況把握・安全確保、下水道課長、水道部工務課長、道路占用者に対する占用物の被害状況の確認、都道管理者への被害状況の確認を行うとともに、事業者の避難誘導の補助を行う。

・防災課長は、警察、消防等関係機関との連携、避難行動要支援者対応フロー(図表 11)に基づく、避難行動要支援者対応を行う。また、避難所運営組織(東部防災会、吉祥寺南町防災ネットワーク)に対し、情報提供を行う。

・避難行動要支援者対応については、上記のほか避難行動要支援者対応フロー(図表 11)に基づき、事業者・市・関係機関で連携し、安否確認・救護・避難誘導・安全の確保を行う。

・秘書広報課広報担当課長は、まちづくり推進課外環・事業調整担当課長と連携の上、広報・報道を行う。

各具体的な事項やフローは、以下(3)①～③に定めるとおりとする。

(3)避難誘導における想定

①住民への適切な情報発信について

- ・事象規模や市民生活への影響等を考慮し、被害者及び被害者となり得る市民等を最優先として迅速かつ確実に情報周知を図る。
- ・周知手段や周知内容については、対策本部会議にて決定する。

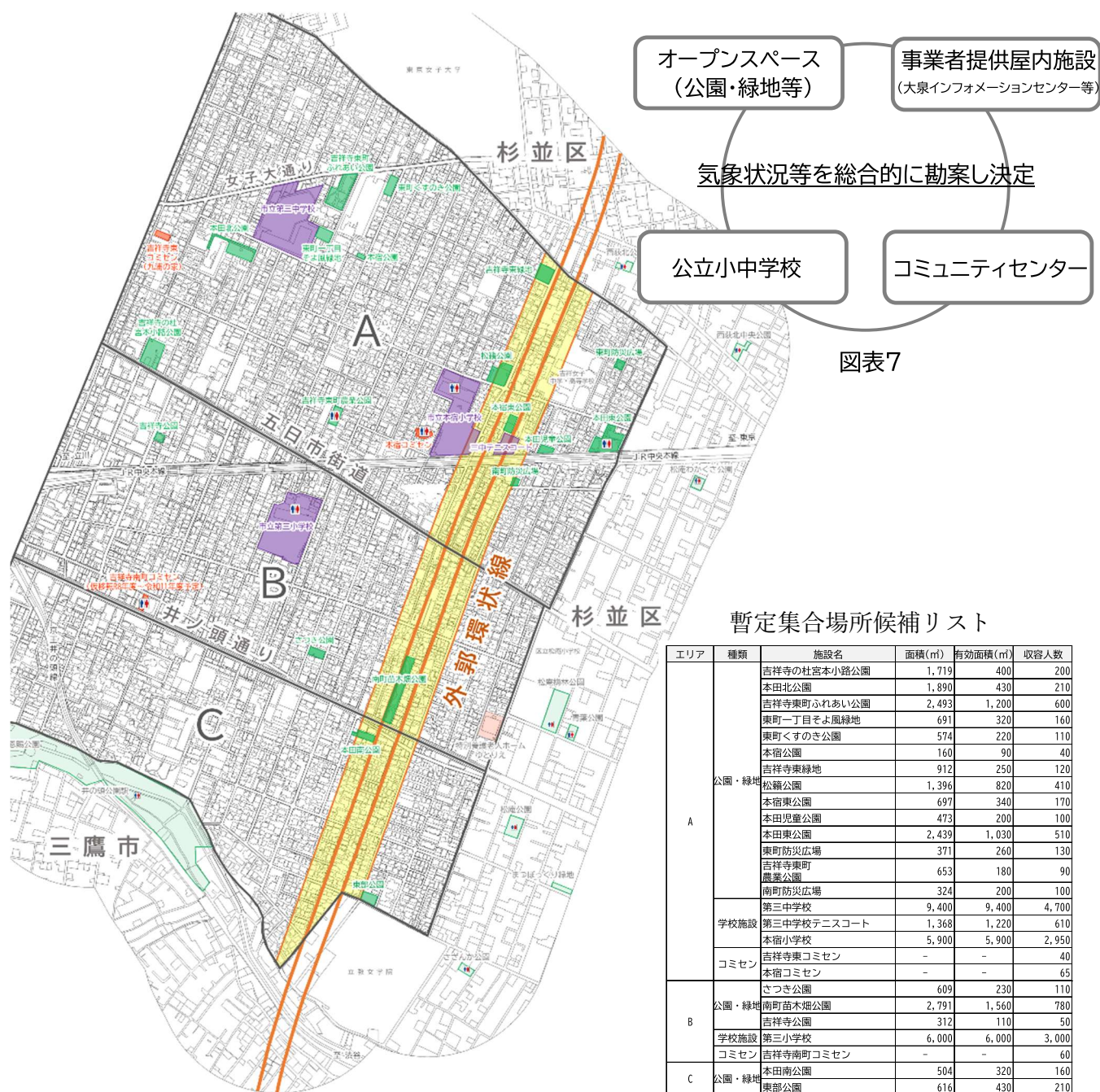
避難誘導に関する情報の周知手段等(想定)

主体	周知手段		周知内容
市	アナログ	・市職員(現場対応職員) ・広報車 ・警察 ・消防・消防団	・事象発生の情報 -場所 -規模 -原因 等 ・避難対象エリア ・暫定集合場所 ・緊急交通路 等
	防災無線	・固定系防災行政無線	
	アプリ	・保護者連絡ツール	
	ホームページ	・市ホームページ	
	SNS	・LINE ・X ・Facebook	
	メール	・むさしの防災・安全メール	
	ラジオ	・むさしの FM	
	ケーブルテレビ	・J:COM 武蔵野・三鷹局	
	メディア	・記者会見 ・プレスリリース	
圏	アナログ	・巡回員 ・警戒車両 ・各戸訪問	
	ホームページ	・東京外環プロジェクトホームページ	
	SNS	・X	
	メール	・メール (ホームページの更新をお知らせ)	
	広報誌	・外環ジャーナル	
	その他	・お知らせチラシ ・掲示板	

図表6

②暫定集合場所の提供

- ・暫定集合場所は基本として事業者が確保するものであるが、市に相談や開設要請等があった場合、以下の暫定集合場所候補リストを参考に選定する。
- ・暫定集合場所は、事象の発生場所や規模、集合場所の収容人数、事象発生時の気象状況等を総合的に勘案して決定する(図表7)。開設フローは、暫定集合場所(コミセン)の開設フロー(図表9)、暫定集合場所(学校)の開設フロー(図表10)のとおり。
- ・本方針において、暫定集合場所での滞在は外環事故対策本部設置後概ね24時間以内を目途に、事業者が手配する安全な宿泊施設等へ順次移転されることを前提としている。

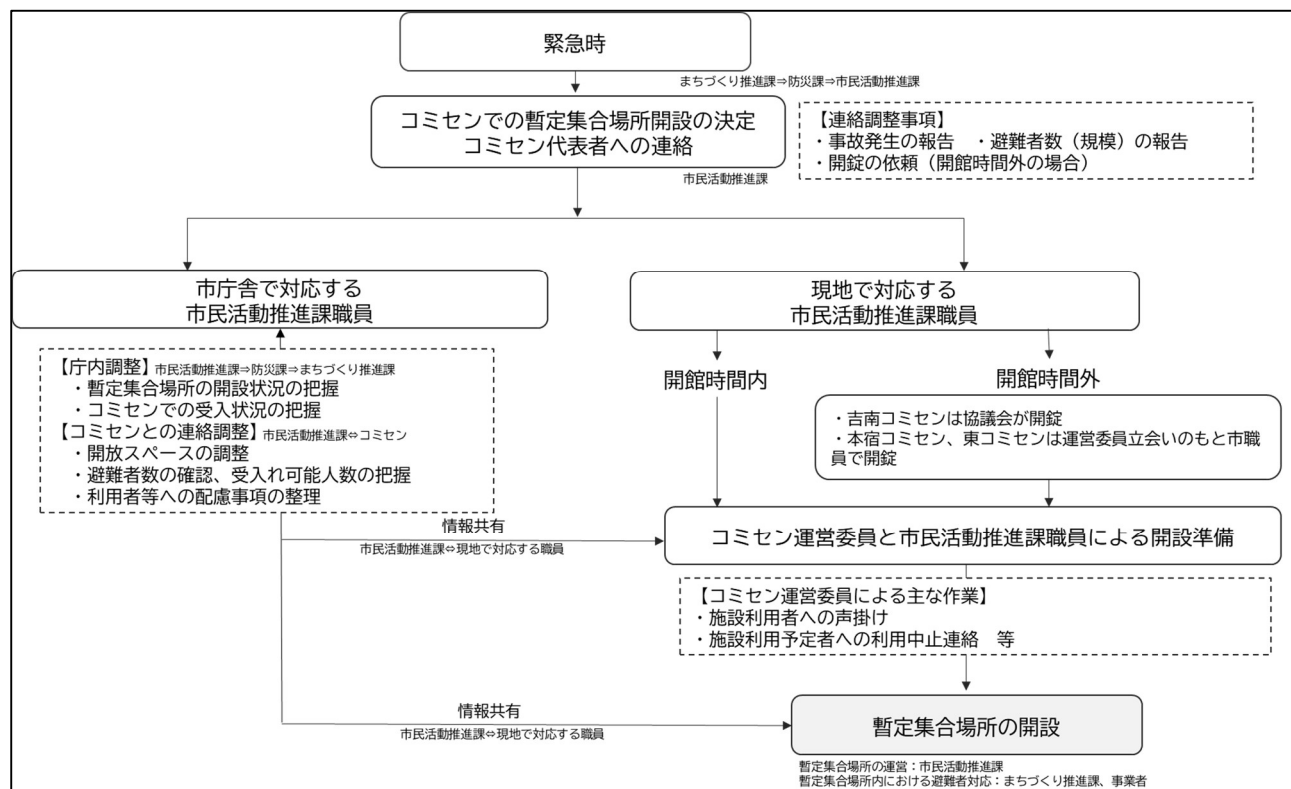


※ 外郭環状線は計画幅員 40m、影響範囲として東西方向に各 40m、計 120mを着色表示
(影響範囲内にある建物は概ね 1,300 棟)

図表8

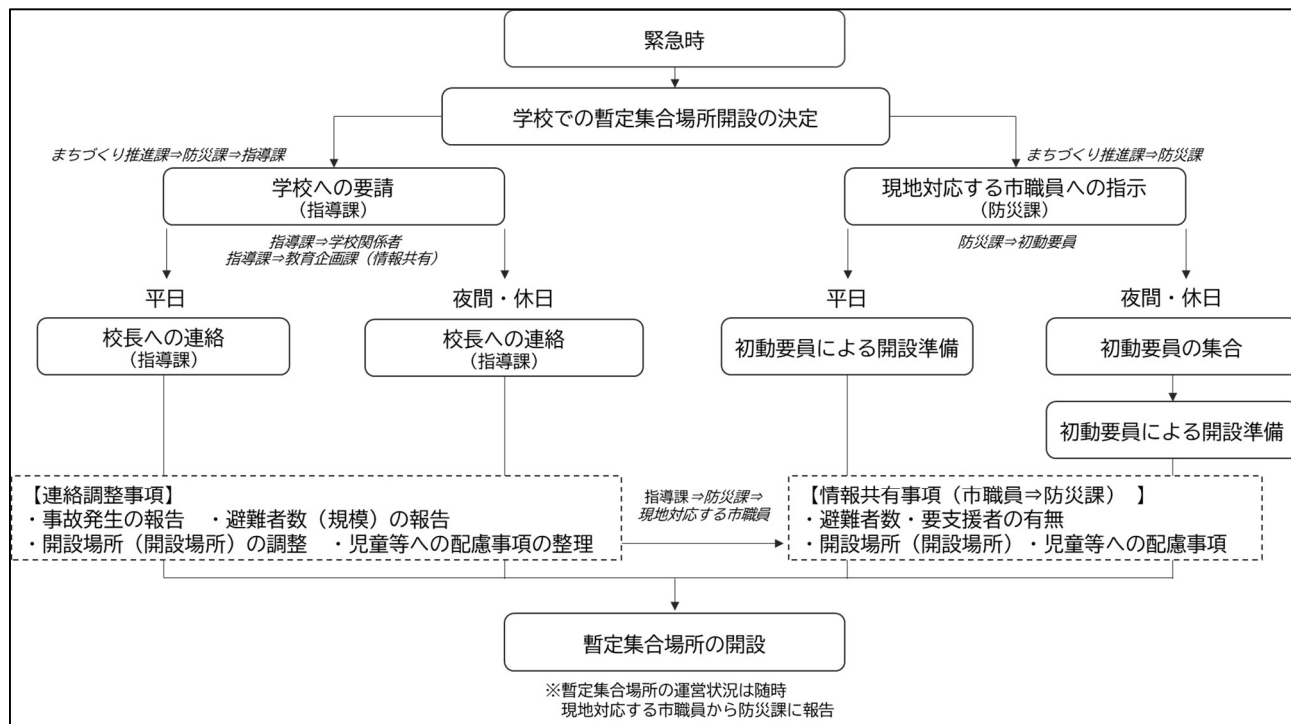
③ 暫定集合場所の開設フロー

【フローA】暫定集合場所(コミセン)の開設フロー



図表9

【フローB】暫定集合場所(学校)の開設フロー



図表 10

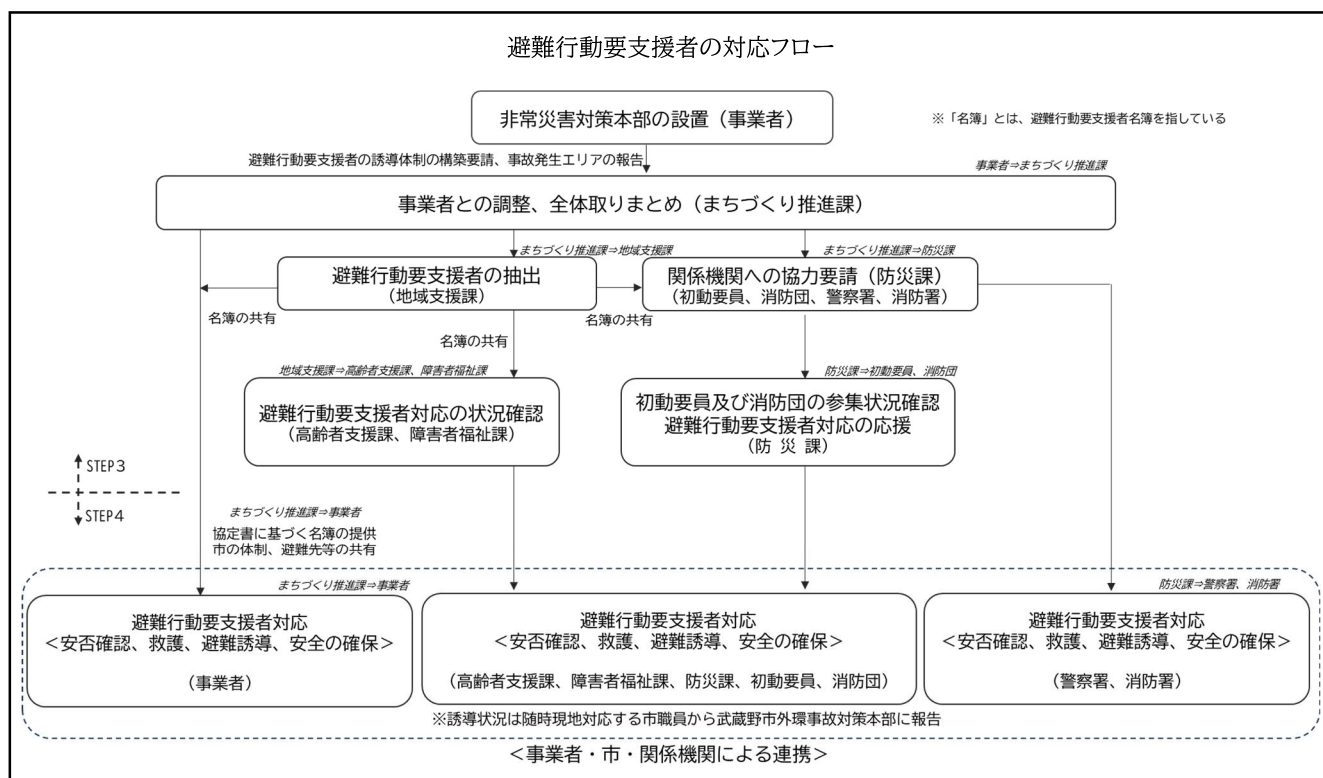
④避難行動要支援者への対応

- ・事業者から提供される避難範囲の情報に基づき、以下のフローC(図表 11)に沿った誘導體制の構築を行う。
- ・避難行動要支援者の対応については、事業者・市・関係機関で連携の上、実施する。

※ 概ね影響範囲内に居住する避難行動要支援者数は 61 人(令和8年2月時点)

(杉並区境～五日市街道:17 人、五日市街道～井ノ頭通り:17 人、井ノ頭通り～三鷹市境:27 人)

【フローC】避難行動要支援者の対応フロー



図表 11

⑤ペットへの対応

- ・原則として、緊急時の避難等においては、人を優先とした対応を行うものとする。
- ・避難に要する期間など、その先の動向が見通せない状況下においては、避難区域以外に居住する知人や友人等に預ける事などの検討を促す。
- ・やむを得ず、市が提供する暫定集合場所にペット同行避難を行う場合には、「武蔵野市ペット同行避難マニュアル(令和5年7月)」を参考にする。
- ・緊急時に速やかな避難ができるよう、市は市公式 LINE 等を通じた、ペット同行避難に関する広報を行う。
- ・ペット同行避難を行う者の避難場所については、事業者において、ペットの種類や個別の事情等を考慮した上で調整を行う。

＜参考＞武蔵野市ホームページ「ペットのための防災対策」

https://www.city.musashino.lg.jp/kurashi_tetsuzuki/pet/1045339.html

